

【別 表】

基本情報調査の対象となる医療的ケア児者の考え方

- 次の3つの要件を満たす児者
- (1) 日常的に医療的な生活援助行為を必要とする
 - (2) (1)を持続的に必要とする状態にある
 - (3) 家族や支援者によるケアや見守りが必要である

	医療的ケア	詳 細
1	人工呼吸器の管理	在宅人工呼吸器、マスク式呼吸器の管理、ハイフローセラピー（酸素濃度に関わらず、また夜間だけの呼吸器使用や家族判断での装着も管理中とする）
2	気管切開の管理	カニューレフリー含む
3	鼻咽頭のエアウェイの管理	
4	酸素療法	酸素ボンベや濃縮器を使用（常時または夜間のみ、または家族判断で使用する場合を含む）
5	吸引・排痰補助装置	口腔内、鼻腔内、気管内の吸引・排痰補助装置の利用（原疾患なく1日1、2回で入眠時のみの口鼻吸引などは含まない）
6	吸入・ネブライザー	ほかの医療的ケアを必要としない単独処置の場合は医療的ケアとしない
7	経管栄養	経鼻チューブや胃瘻など管を用いて栄養を注入または持続経管注入ポンプを使用（体重増加不良や体調不良時の家族判断による経管栄養含む）
8	中心静脈カテーテルの管理	中心静脈栄養、中心静脈からの薬剤投与
9	皮下注射 ※	持続皮下注射や持続血糖測定器使用を含む
10	血糖測定 ※	
11	持続的な透析 ※	血液透析、腹膜透析
12	導尿 ※	定期的導尿、留置カテーテル、腎及び膀胱瘻、尿路ストーマ
13	排便管理	消化管ストーマ ヒルシュスプルング病など疾患を原因とする定期的浣腸
14	痙攣時の処置	無呼吸など1日に数回発作がある場合。その対応のために酸素吸入、吸引、蘇生器具を使用する

- （注）
- ・人工呼吸器の管理や酸素療法など個別により使用方法が異なるため「詳細」に説明を加えた。
 - ・感染症等での一時的な処置（吸入や吸引）は調査対象としない。
 - ・「※」は自己で実施でき、家族によるケアや見守りの必要がない場合は調査対象としない。
（例）小児期発症の糖尿病性腎症で成人期にHDとなっても日常生活が自立できていれば対象としない。
 - ・「13排便管理」、「14痙攣時の処置」は新判定スコアに比べ、調査対象の範囲を限定的とした。
 - ・判断に悩むケースの場合は調査対象に含む。